

沖縄県 SDGs 推進本部設置要綱

（目的）

第 1 条 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向け、県施策の総合的推進を図るため、関係部局による沖縄県 SDGs 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表に掲げる本部員をもって組織する。

2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、企画部を担当する副知事を優先する。

（所管事項）

第 3 条 本部は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、次の事項を審議し、推進する。

(1) SDGs の理念の普及、理解の促進に関すること。

(2) SDGs の達成に向けた取組の推進に関すること。

(3) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

（本部会議）

第 4 条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

（事務局）

第 5 条 本部の事務局は、企画部企画調整課に置く。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 11 月 29 日より施行する。

別表

政策調整監

知事公室長

総務部長

企画部長

環境部長

子ども生活福祉部長

保健医療部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

土木建築部長

会計管理者

企業局長

病院事業局長

教育長

警察本部長